

第2章 公共施設最適化に向けた基本原則（3R）と取組方針

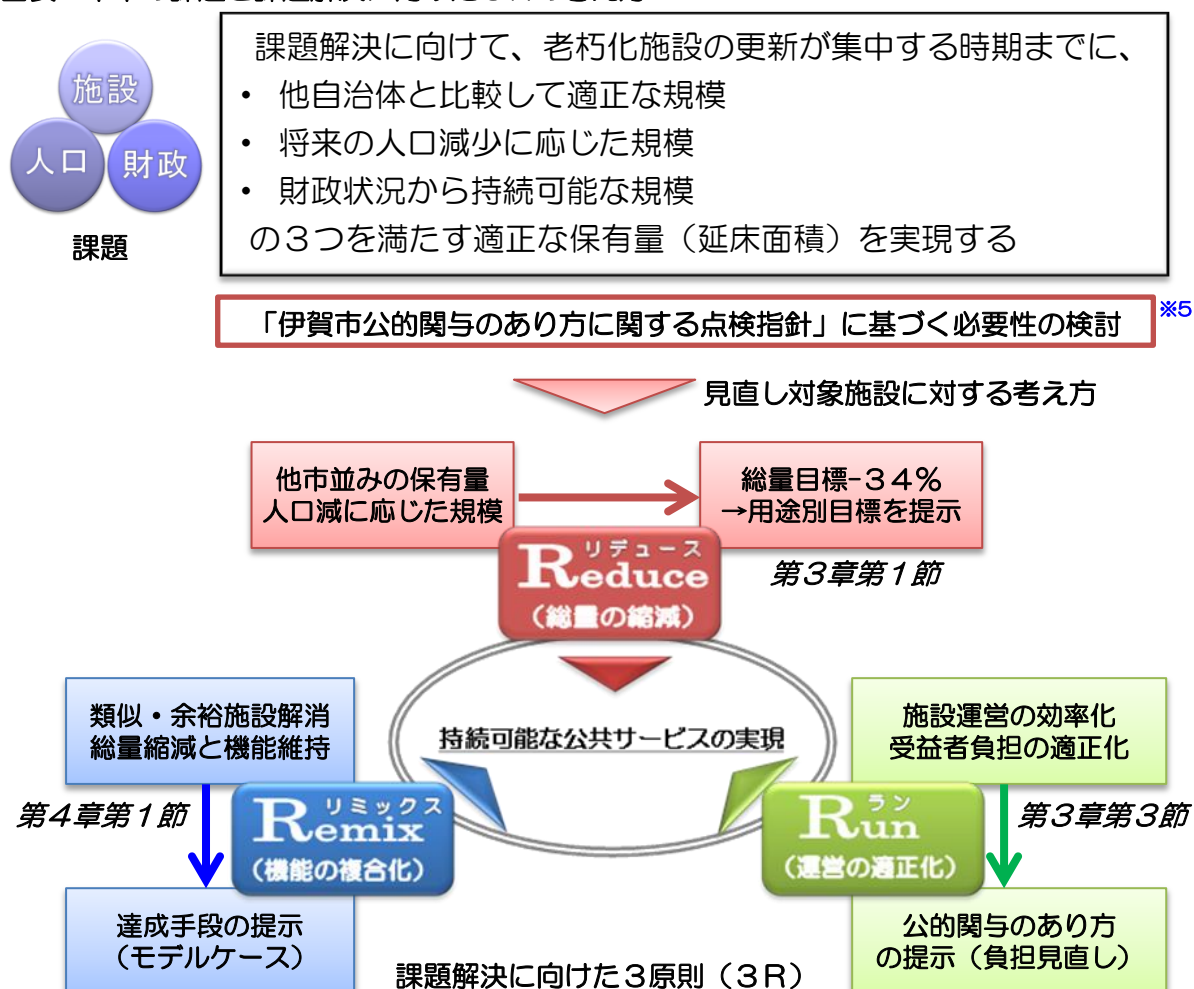
第1節 最適化方針に基づく基本原則（3R）の考え方

＜目指すべき姿＞ 次世代に誇れる 『持続可能な公共サービスの実現に向けて』

本市では、今後の施設のあり方を根本から見直し、将来的な財政破たんや行政サービスの低下を防ぐとともに、子や孫世代への負担の先送りを避けるため、公共施設マネジメントの「3原則（3R）」に取り組んでいきます^{※4}。

本計画では、3Rの考え方をより具体化し、「用途別総量目標」「総量目標の達成手段」「公的関与のあり方」を提示し、課題解決に向けた取組みについて紹介しています。

図表 本市の課題と課題解決に向けた3Rの考え方



※4 本市の課題や3Rの考え方の詳細については、公共施設最適化方針の4ページから7ページに掲載しています。

<http://www.city.iga.lg.jp/ctg/08515/08515.html>

※5 指針の詳細については、巻末の資料4に掲載しています。

3Rの考え方（最適化方針策定後の追加事項を含む）

【基本的な考え方】

伊賀市公的関与のあり方に関する点検指針に基づき、「市が提供すべきか」「民間でも代替可能か」を考慮し、施設（ハコモノ）や機能（サービス）の必要性を検討し、3Rの考え方に基づき施設の最適化を図ります。

Reduce <総量の縮減>

- ① 公的関与のあり方の考え方に基づき、適正な保有量の実現に向けた目標値（総量目標）を目指す
- ② 合併に伴う類似・余剰施設の整理を行う
- ③ 施設の更新や新設については、原則として既存施設の有効活用（転用など）を優先し、施設の総量を増やさない
- ④ 民間においても実施可能なサービスは、行政で提供する必要性を十分に議論し、優先度の低い施設は売却や譲渡を視野に入れて検討する
- ⑤ 施設利用者が地域住民に限定される施設（コミュニティ圏域施設^{※6}）は、維持管理を含めた地域への譲渡を検討する
- ⑥ 耐震性が無い施設など、地域への譲渡が困難な場合は、廃止を検討する

Remix <機能の複合化>

- ① 多機能化による複合施設の設置を推進する
→既存施設の活用を優先する
→新たに施設を整備する場合には、将来の人口動向を見据えた適正規模を基本とする
→複合施設の整備に合わせて施設名称や設置条例などの見直し（変更や一本化）を行う
主たる目的が失われているなどの理由で施設を廃止する場合、必要な機能がある場合には、その機能を他施設に移転する（放課後児童クラブなど）
- ② 建替えや大規模改修を実施する施設には、他施設の機能を統合し新たな拠点施設として整備する
- ③ 利用率（稼働率）が低い、収支の改善を要する施設については、必要な機能を他の施設に移転し、移転により未利用となった施設は、跡地利用を踏まえて検討する

Run <運営の適正化>

- ① コミュニティ圏域施設は、地区による管理へと運営主体の移行を図る
- ② 運営改善による利用者の増加や受益者負担の適正化を行い、改善が見込めない場合は統廃合の検討対象とする
- ③ 継続して維持する施設については、予防保全の考え方に基づく長寿命化により施設機能の向上を図る
- ④ 大規模施設については、PFI などによる民間資本の活用を検討する

※6 コミュニティ圏域施設の考え方については、10ページに記載しています。

第2節 総量目標の考え方（最適化方針より）

図 総量目標の考え方と本計画における目標達成の考え方

